

## 帯広市下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市工事執行規則様式第1号第7条の2の規定に係る事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除)

第2条 下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない業者（当該提出の義務がない者を除く。以下「社保未加入業者」という。）であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者（以下「社保未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としないこととする。

(社保未加入建設業者の確認等)

第3条 監督員（帯広市工事執行規則第9条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱（平成10年4月1日制定）第6条第1項の規定により提出された施工体制台帳に記載された全ての下請負人について、社保未加入建設業者に該当するか確認するものとする。

(一次下請負人が社保未加入建設業者である場合)

第4条 監督員は、一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）に社保未加入建設業者がある場合、当該一次下請負人に係る下請契約の契約書及び施工体制台帳並びに施工体系図の写しを添えて総務部総務室契約管財課長に報告するものとする。

2 監督員は受注者に対し、当該一次下請負人に係る下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を別記第1号様式により速やかに提出するように、工事に係る施工協議簿等により指示することとする。

3 市長は、受注者から提出された理由書について、特別の理由があると認める場合には、別記第2号様式により受注者に通知するとともに、一定の期間を指定し、その当該期間内に当該社保未加入建設業者が未加入の社保等につき届出の義務を履行した事実を確認する。この場合において、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を提出するよう求めるものとする。

4 市長は、受注者から理由書の提出がない場合又は提出された理由書について特別の理由があると認められない場合には、別記第3号様式により通知する。

5 市長は、第3項の期間内に確認書類の提出がされなかった場合又は前項に該当する場合は、当該受注者に対して、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領に基づき、指名停止を行うものとする。

(二次以下下請負人が社保未加入建設業者である場合)

第5条 監督員は、二次以下下請負人（一次下請負人以外の下請負人をいう。以下同じ。）に社保未加入建設業者がある場合、当該二次以下下請負人に係る下請契約の契約書及び施工体制台帳並びに施工体系図の写しを添えて総務部総務室契約管財課長に報告するものとする。

- 2 市長は、受注者に対し、当該二次以下下請負人が社会保険等に加入することを指導し、確認書類又は理由書を30日以内に提出することを、別記第4号様式により通知するものとする。
- 3 受注者が当該二次以下下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると認める場合は、市長は、確認書類又は理由書の提出期間を60日（当該二次以下下請負人が二次下請負人（一次下請負人が、請け負った建設工事を、建設業を営む他の者に請け負わせる場合における当該建設業を営む他の者をいう。）以外の下請負人である場合にあっては90日）に延長することができるものとする。
- 4 受注者は、前項の提出期間の延長を求める場合は、別記第5号様式により、監督員に申請するものとする。この場合において、市長は、延長の可否を決定し、別記第6号様式又は別記第7号様式により、受注者に通知するものとする。
- 5 市長は、第2項の通知と併せて、受注者に対し、第2項又は第3項の期間内に確認書類が提出されず、かつ、特別の理由が認められなかった場合には、契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなることを通知するものとする。
- 6 市長は、受注者から提出された理由書について、特別の理由があると認める場合には、別記第8号様式により、受注者に通知するとともに、当該二次以下下請負人に社保等に加入することを指導するよう求めるものとする。
- 7 市長は、第2項又は第3項の期間内に確認書類が提出されなかった場合において、受注者からの理由書の提出がないとき又は提出された理由書について特別の理由があると認められないときは、別記第3号様式により通知するものとする。
- 8 前項の場合において、市長は、当該受注者に対して、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領に基づき、指名停止を行うものとする。

（工事成績評定の減点）

第6条 市長は、前2条の規定により、当該受注者について指名停止を行った場合は、帯広市建設工事施工成績評価基準に基づき、工事施工成績の減点を行うものとする。

（適用対象外の社保未加入業者への指導等）

第7条 監督員は、第3条の規定により確認を行った下請負人について、社保未加入建設業者に該当しない社保未加入業者があった場合は、早期に加入手続きを進めるよう、受注者を通じて当該下請負人を指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に関する取扱要綱の規定は、令和2年4月1日以後に告示又は指名通知を行う契約について適用し、同日前に告示又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

【特別の理由申出】

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

帯広市長 様

受注者 所 在 地

代表者氏名

印

## 社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした理由書

### 【工 事 名】

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、以下のとおり、社会保険の届出の義務を履行していない建設業者と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

### 【社保未加入建設業者】 （該当する業者名を記載してください。）

業者名 所 在 地

代表者氏名

### 【未加入のある社保】 （該当するものにチェックをつけてください。）

健康保険法 第48条

厚生年金保険法第27条

雇用保険法 第7条

### 【理由】 （理由を記載してください。）

のため。

【一次：特別の理由承認】

別記第2号様式（第4条関係）

帯 第 号  
年 月 日

様

帯広市長

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としたことについて

【工事名】

このことについて、 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、  
契約書第7条の2第2項に定める特別の理由を有すると認めたので通知します。  
つきましては、 年 月 日までに、「(社保未加入建設業者)」が、 \_\_\_\_\_法第\_\_  
\_\_条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出して  
ください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第7条の2第1項の規定違反に  
より、指名停止及び工事施工成績の減点の対象となることを申し添えます。

【特別の理由不承認】

別記第3号様式（第4、5条関係）

帯 第 号  
年 月 日

様

帯広市長

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としたことについて

【工事名】

このことについて、（ 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第7条の2第2項に定める特別の理由を有しないと認めたので）（指定期日までに理由書の提出がなかったので）通知します。

つきましては、契約書第7条の2第1項の規定違反により、指名停止及び工事施工成績の減点の対象となることを申し添えます。

記

【理由】 \_\_\_\_\_ のため。

【二次以下：確認書類・理由書提出依頼】

別記第4号様式（第5条関係）

帯 第 号  
年 月 日

様

帯広市長

契約書第7条第2項第2号に基づく確認書類又は特別の理由を記載した書面の提出について

【工 事 名】

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、\_\_次下請である「(社保未加入建設業者)」が\_\_\_\_\_法第\_\_条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

このため、当該下請負人が\_\_\_\_\_法第\_\_条の規定による届出の義務を履行し、\_\_保険に加入することを指導するよう求めます。

また、契約書第7条の2第1項に基づき、「(社保未加入建設業者)」が届出の義務を履行し、当該事実を確認することができる書類又は当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない特別の理由を記載した書面について、 年 月 日までに提出してください。

なお、当該期間内に確認書類又は理由書の提出がない場合は、契約書第7条の2第1項の規定違反により、指名停止及び工事施工成績の減点の対象となることを申し添えます。

【二次以下：延長申請】

別記第5号様式（第5条関係）

年 月 日

帯広市長 様

受注者 所在地

代表者氏名

印

契約書第7条第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間の延長について

【工事名】

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、\_\_\_\_\_法第\_\_\_\_条の規定による届出の義務を履行していない「(社保未加入建設業者)」と下請契約を締結しましたが、下記の理由により確認書類又は理由書を提出期間内に提出することが困難であることから、提出期間の延長を申請します。

記

【理由】\_\_\_\_\_のため。



【二次以下：延長承認】

別記第6号様式（第5条関係）

帯 第 号  
年 月 日

様

帯広市長

契約書第7条第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間の延長について

【工 事 名】

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、\_\_次下請である「(社保未加入建設業者)」が\_\_\_\_法第\_\_条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

そのため、契約書第7条の2第1項に基づき、「(社保未加入建設業者)」が\_\_\_\_法第\_\_条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することができる書類又は当該社保未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面について、

年 月 日までに提出するよう通知したところです。

年 月 日付け提出のあった確認書類又は理由書の提出期間の延長申請書を確認した結果、貴社において、「(社保未加入建設業者)」に\_\_\_\_保険に加入するよう適切に指導を行っており、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があると認められたため、提出期間を 年 月 日（二次下請負人の場合は、上記通知をした日から60日間（三次以下の下請負人は90日間））まで延長するものとします。

なお、延長後の期間内に確認書類又は理由書の提出がない場合は、契約書第7条の2第1項の規定違反により、指名停止及び工事施工成績の減点の対象となることを申し添えます。

【二次以下：延長不承認】

別記第7号様式（第5条関係）

帯 第 号  
年 月 日

様

帯広市長

契約書第7条第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間の延長について

【工事名】

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、\_\_次下請である「(社保未加入建設業者)」が\_\_\_\_\_法第\_\_条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

そのため、契約書第7条の2第1項に基づき、「(社保未加入建設業者)」が\_\_\_\_\_法第\_\_条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することができる書類又は当該社保未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面について、  
年 月 日までに提出するよう通知したところです。

年 月 日付け提出のあった確認書類又は理由書の提出期間の延長申請書を確認した結果、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があると認められなかったため、当該期間内に確認書類又は理由書を提出願います。

なお、当該期間内に確認書類又は理由書の提出がない場合は、契約書第7条の2第1項の規定違反により、指名停止及び工事施工成績の減点の対象となることを申し添えます。

【二次以下：特別の理由承認】

別記第8号様式（第5条関係）

帯 第 号  
年 月 日

様

帯広市長

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としたことについて

【工 事 名】

このことについて、 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第7条の2第2項に定める特別の理由を有すると認めたので通知します。

なお、当該工事については、「(社会保険未加入建設業者)」を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が \_\_\_\_\_法第\_\_\_\_条の規定による届出の義務を履行し、\_\_\_\_保険に加入することを指導するよう求めます。